

機械工学振興事業資金助成事業（若手会員育成事業）運営内規

2026 年 2 月 17 日 理事会制定

（目的）

第 1 条 この内規は、機械工学振興事業資金助成事業のうち、「若手会員育成事業」に関する事項を定める。

（所管理事会）

第 2 条 「若手会員育成事業」については、企画理事会が所管する。

（対象）

第 3 条 本会会員に対して公募を行い、「機械工学の未来を拓く有意義な事業」を行うために、40 歳未満の正員を主対象とした育成事業とする。

（申請）

第 4 条 助成を希望する企画者は、指定した期日までに申請書（事業計画）を提出する。

（助成の可否）

第 5 条 企画理事会にて、助成の可否および助成金額について検討する。検討結果を元に、「機械工学振興事業資金」運営内規で定めた機械工学振興事業資金運営委員会に提案する。

（採択通知）

第 6 条 採択通知を該当申請者に送付する。不採択の理由については開示しない。

（終了報告）

第 7 条 採択された事業の申請者は、決められた期日までに終了報告書と決算書類を企画理事会に提出する。企画理事会は、終了報告書等を取りまとめ、機械工学振興事業資金運営委員会に提出する。機械工学振興事業委員会は各事業を取りまとめて理事会に報告する。

付 則

1. この内規は、企画理事会の承認を得た日から施行する。
2. この内規を改正する場合は、理事会の承認を得る。